令和８年１１月１１日

回　答　書

摂津市上下水道部

No.	資料名・ページ番号・質問項目	質問内容
1	摂津市上下水道料金システム再構築業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領 1．業務の目的、概要	現行のポータルサイトおよびアプリ、さらにはクレジットカード継続払いに対応した機能を引き続き有するものあるいは同等の代替提案によるものとする。とありますが、現行ベンダー様のポータルサイトおよびアプリ、さらにはクレジットカード継続払い機能と連携できるものという認識でよろしいでしょうか。
	回　答	現行サービスの継続利用については可能です。 ただし、提案の料金システムとポータルサイトおよびアプリとのデータ連携や調整に係る費用、現行ベンダーによる対応費用も提案者の負担とし、提案費用に含めてください。 なお、提案費用算出に伴う現行ベンダーの連絡先についてはご希望により個別に通知します。
2	摂津市上下水道料金システム再構築業務委託基本仕様書 4．ハードウェアの仕様 （1）基本構成 サーバー項（1）	水道料金システムについての LGWAN-ASP サービスは、現在申請中となりますが、問題ございませんでしょうか。
	回　答	提案時点で申請中であることのみをもって失格とはしません。 ただし、本稼働開始までに必要な登録、承認及び接続手続を完了し、LGWAN 環境で安定してサービスを提供できることを条件とします。 申請状況、承認見込み時期及び承認が得られなかった場合の対応について、企画提案書に記載してください。
3	摂津市上下水道料金システム再構築業務委託基本仕様書 （3）データセンター要件（料金システム） ⑥	弊社データセンターはティア3相当のファシリティに加え、LGWAN ホスティングサービス事業者、ファシリティサービス事業者、各種アプリケーションサービス及びコンテンツサービス事業者として、J-LIS 様より厳密な登録審査と認可をいただきサービスを提供させていただいております。仕様を満足すると考えてよろしいでしょうか。
	回　答	ご質問の内容のみでは、本要件を満たすかは判断できません。 基本仕様書に記載する日本データセンター協会のファシリティスタンダードにおける Tier4 と同等以上のサービスレベルを確保していることを、具体的な設備構成、冗長化構成、可用性及び災害対策等を基本仕様書に記載しているデータセンター要件に対しての充足状況について企画提案書に記載してください。

4	摂津市上下水道料金システム再構築業務委託基本仕様書 4. ハードウェアの仕様 (1)基本構成 集中検針盤接続インタフェース	弊社システムの、検針用デバイスと集中検針盤との通信は、Wi-Fi で行いますが、問題はございませんでしょうか？
	回 答	基本仕様書では、検針用デバイスとの接続は Bluetooth 接続、集中検針盤との接続はケーブル接続としております。 Wi-Fi 接続による方式を提案する場合は代替案として扱い、既設集中検針盤との接続性、通信の安定性、セキュリティ、現場での操作性及び障害時の対応方法を企画提案書に記載してください。 当該代替案を採用できるかは、提案内容を確認のうえ判断します。
5	摂津市上下水道料金システム再構築業務委託基本仕様書 4. ハードウェアの仕様 (1)基本構成 無線検針ユニット親機	無線検針ユニット親機について、詳細な仕様をご教示お願いいたします。 また、無線検針ユニット親機は、アズビル金門様から販売されているものでしょうか？
	回 答	現在使用している無線検針ユニット親機は、アズビル金門製「KWS2710BT」です。 製品の詳細仕様については、製造元にご確認ください。 なお、現行機種と同一機種の採用を必須とするものではなく、「東京都水道局通信仕様 Ver.2.6A」に準拠した電文が取得可能であり、現行機器と同等以上の性能を有していれば提案機器のメーカーは問いません。
6	摂津市上下水道料金システム再構築業務委託基本仕様書 4. ソフトウェアの仕様 (1)基本構成	隣接する都市にて、上水を隣接する都市から給水を受け、下水道を摂津市へ排水するといったデータは存在しますでしょうか？ また、その場合の検針、調定方法をご教示願いします。
	回 答	ご質問に該当するデータはありませんが、本市が隣接都市に給水を行っているデータは存在します。
7	摂津市上下水道料金システム再構築業務委託基本仕様書 15. 参考情報 (2)設置場所	太中浄水場 (クライアント 6 台)につきまして、料金システムの使用範囲をご教示願いします。 (例:検索照会、異動、納付書出力、検針データ作成・読取)等

	回　答	太中浄水場においては、給水区ごとの大口使用者を検索照会しております。異動、納付書出力、調定等については行いません。
8	摂津市上下水道料金システム再構築業務委託基本仕様書 15. 参考情報 (2)上下水道料金システム関係	督促手数料につきまして、水道料金、下水道使用料のそれぞれ別に有という認識でよろしいでしょうか？
	回　答	督促手数料については、基本的には下水道使用料に紐づいていますが、令和 8 年 3 月 31 日付で廃止しております。現在は、それ以前の過去分のみ残存しております。
9	実施要領/p.2/1.業務の目的、概要(冒頭文章)	冒頭文章の　7　行目に記載の「現行のポータルサイトおよびアプリ」に関して、ブラウザ上で動作する Web ポータルをスマートフォン・PC から利用できる場合、スマートフォン向けネイティブアプリの提供は必須ではなく、同等の代替提案として取り扱われるとの理解でよろしいでしょうか。
	回　答	お見込みのとおり、仕様書に示す機能をスマートフォン及び PC から利用可能な Web ポータルで提供できる場合は、スマートフォン向けネイティブアプリを必須とはしません。 Web ポータル等による代替サービスを提案する場合は、現行サービスの利用者が円滑に提案サービスへ移行できるよう、移行方法、利用者への案内方法及び操作性について企画提案書に記載してください。
10	実施要領/p.2/1.　業務の目的、概要(4)②	「現行システムからのデータ抽出は、受託者が費用負担を行うこと。」と記載がありますが、基本仕様書　p.9『9.データ移行(2)』においては 「費用は委託者が負担する」と記載されております。後者の記載が正しい認識でよろしいでしょうか。 前者が正しい場合は、質問に対する回答として現行システムからのデータ抽出に係る費用をご提示ください。また、当該費用を提案金額に含める場合、見積額の評価においては当該費用を除いた金額で評価する認識でよろしいでしょうか。 なお、当該費用を含めることにより提案金額が提案上限額を超過する可能性があり、提案への参加自体が不可となる可能性がございます。

	回　答	お見込みのとおり、後者の「費用は委託者が負担する」という、認識で問題ありません。
11	基本仕様書/p.5/4.ハードウェアの仕様(1)集中検針盤インターフェース	集中検針盤接続インターフェースについて、現在ご利用されている機器に型番をご教示いただけますでしょうか。また、現行運用では検針情報の取得やシステムへの反映をどのように行っているかご教示いただけますでしょうか。
		現在使用している集中検針盤接続インターフェースは、ウォーターデバイス社製「TI-12BT」です。 運用は下記の流れとなります。 ・集中検針盤接続インターフェースを集中検針盤に接続します。 ・検針用端末において、同一集中検針盤配下のメーター指示数入力画面にて、指示数取得処理を起動します。 　指示数取得処理は検針順を問わず、同一集中検針盤配下のメーター指示数入力画面であれば起動可能です。 ・同一集中検針盤配下の全メーターの定例検針日と指示数が各水栓の検針結果として一括登録されます。 ・各水栓の検針お知らせ票を連続印刷してポストに投函します。
12	基本仕様書/p.9/9. データ移行(5)	現行システムデータの提供時期について、本構築業務が遅滞なく円滑に行うため、抽出データの初回提供は、令和 9 年 4 月中までを目途にご対応いただきたく考えております。ご調整可能でしょうか。
	回　答	現行ベンダーと調整のうえで、ご希望の時期に提供を予定しています。
13	(別表)受託者選定評価基準表	システム機能要件確認書の回答について、現行システムベンダー様においても、過去にカスタマイズ対応により導入した機能、または提案システム用にカスタマイズプログラムを再構築する機能については、「C」と回答する必要があるという認識でよろしいでしょうか
	回　答	回答区分については、現行システムベンダーであるか否かにかかわらず、本提案時点における提案システムの実装状況に基づきご回答ください。 過去の個別開発により実装された機能であっても、現在の提案システムに実装済みであり、本調達に際して新たな開発・改修を必要としない場合は、標準機能として取り扱うことができます。

		一方、本調達への対応にあたり、新たなプログラム開発、改修または再構築が必要な場合は、カスタマイズ対応としてご回答ください。
14	(別表)受託者選定評価基準表	上下水道利用者向けポータルサービス(及び利用者向けアプリ)の構築については、上下水道料金システムの構築と同様に重要事項であると捉えております。一方で、基準表には評価観点が見受けられませんが、システム機能要件確認書の回答を除き、どのように評価される予定でしょうか。
	回 答	上下水道利用者向けポータルサービス及び利用者向けアプリについては、システム機能要件確認書における回答内容により、要求機能への適合状況を確認します。 また、企画提案書またはプレゼンテーションにおいて説明された内容については、受託者選定評価基準表に定める評価項目の範囲内で評価します。 なお、質問回答により新たな評価項目を追加するものではありません。
15	(別表)受託者選定評価基準表	機能要件確認書の冒頭では必須項目について回答区分「D」(代替機能で対応)や「E」を選択できないとありますが、弊社システムでの処理の考え方にそぐわない、または画面構成上の都合でカスタマイズによる提案ができかねない機能が複数ございます。そのため、「D」「E」が複数件発生する見込みであり提案自体ができかねます。必須項目(「◎」)かつ「D」・「E」の回答を不可とする仕様緩和を検討いただけないでしょうか。
	回 答	必須項目については、本市が上下水道料金業務を適切に実施するために必要な機能として設定していることから、要求内容の変更や緩和は行いません。 一方で、提案者独自の工夫や代替機能の提案により、同等以上の機能性や利便性の向上が期待できる場合には、その有用性を審査において評価したいと考えております。 このため、必須項目についても回答区分「D」(代替機能で対応)による提案を認めることとします。 回答区分「D」を選択する場合は、備考欄に代替機能の内容および必須要件を満たす考え方を具体的に記載してください。 なお、審査の結果、必須要件と同等の機能性が確保されていないと判断した場合は、「E」(対応不可)として評価します。 本市が想定する方法に限定することなく、より効果的・効率的な実現方法について積極的な提案を求めます。

16	(別表)システム機能要件確認書/No.4	「利用するブラウザが限定されないこと」とありますが、提案システムで利用するブラウザは、現状 Microsoft Edge のみです。その他ブラウザは未検証ですが、よろしいでしょうか。
	回 答	Microsoft Edge のみの対応では、本要件を満たすものとは認められません。システム機能要件確認書に記載のとおり、利用可能なブラウザが Microsoft Edge のみに限定されないことを必須要件とします。 提案時点で動作確認が完了していないブラウザについては、本稼働までに動作確認を実施し、本要件を満たすことの予定を企画提案書にご記載ください。 なお、市販されている全てのブラウザでの動作を求めるものではありません。 Microsoft Edge に加え、少なくとも 1 種類以上の主要なブラウザにおいて正常に動作する場合、本要件を満たすものとします。
17	(別表)システム機能要件確認書/No.15	カレンダーが 2 つ同時ではなく、開始日・終了日それぞれカレンダーを表示し選択いただく運用を想定しておりますがよろしいでしょうか。
	回 答	質問15の回答に準じます。
18	(別表)システム機能要件確認書/No.96	収納履歴を削除した場合は確認ができませんがよろしいでしょうか 。
	回 答	質問15の回答に準じます。
19	(別表)システム機能要件確認書/No.188	指針入力後に検針機器上では概算料金の確認はできませんが問題ありませんでしょうか。必要な場合は現行の運用をご教示ください。

	回 答	質問15の回答に準じます。
20	(別表)システム機能要件確認書/№376	提案システムでは、交換業者の検索はドロップダウン式で行っていただく仕様となっているため、並び替えはできませんがよろしいでしょうか。
	回 答	質問15の回答に準じます。
21	(別表)システム機能要件確認書/№453	「退会した場合は該当の会員 ID は再利用できないこと」との要件について、確認させてください。 弊社が提案を想定しているサービスでは、①メールアドレスを会員 ID としてサービス自体に登録し、②お客様番号と貴市が指定する任意の番号(水栓番号等。以下「任意の番号」という。)による照合を行い、水道契約情報を紐付ける 2 段階の会員登録方式を採用しています。本方式では、退会後も同一のメールアドレスを使用して再度会員登録することが可能ですが、水道契約情報の紐付けにあたっては、改めてお客様番号と任意の番号による照合を行います。この場合、②で使用する番号の組み合わせが、別の契約者に再割当てされない(永久欠番となる)運用であれば、同一メールアドレスでの再登録を許容する方式についても、本要件の代替方式として認められるでしょうか。 また、本要件はログインに使用する会員 ID そのものの再利用禁止を求める趣旨なのか、退会済み会員の情報が別の契約者に誤って紐付くことを防止する趣旨なのか、ご教示ください。 あわせて、貴市において、お客様番号と任意の番号の組み合わせが別の契約者に再割当てされない運用とできる可能性についても、ご教示ください。
	回 答	本要件は、退会した会員に付与された会員 ID を、別の会員に再割当てしないことを求めるものです。 同一人物が退会後に再登録する場合の取扱いについては、新規に別の内部会員 ID を付与し、メールアドレスを認証情報として再登録する方式など、本要件の目的を満たす方法をご提案ください。 なお、お客様番号等との再照合のみをもって、退会済み会員 ID の再利用を認めるものではありません。

22	(別表)システム機能要件確認書/No.456	新規会員登録の否決時にメール通知することが必須とされていますが、以下の方式についても、同等の代替機能として提案可能でしょうか。 想定するサービスでは、あらかじめ貴市から本人確認に必要な照合用情報をご提供いただき、利用者が水道契約情報の利用登録を行う際に、入力情報との照合をリアルタイムで実施する仕組みとなっています。 そのため、登録情報の不一致等により登録できない場合は、申込画面上にその旨を即時表示し、利用者がその場で登録可否を確認することが可能です。 このように、登録否決時のメール通知に代えて、申込画面上で即時に結果を通知する方式でも、本要件を満たす代替機能として認められるでしょうか。
	回 答	質問15の回答に準じます。
23	(別表)システム機能要件確認書/No.461～472	No.461～469、No.470～472　については、貴市ロゴフォームによる 代替運用をご提案します。その場合は、回答区分「D」と回答させていただく認識でよろしいでしょうか。
	回 答	現在、本市上下水道事業において継続的なロゴフォームによる受付サービスは提供しておりません。仮に代替提案とする場合は、費用面の削減効果・利便性等をご提示ください。
24	(別表)システム機能要件確認書/No.480	利用者によるクレジットカードの登録手続きが完了していても、登録のタイミングや貴市の収納運用によっては、次回の支払いが納付書払いとなる場合もあると認識しています。 そのため、本要件における「クレジットカード決済開始のお知らせ」は、利用者によるカード登録完了時ではなく、料金システム側でクレジットカード決済の取り扱いが開始されたことを契機に、貴市からの指示にてメール等で開始案内を通知する想定と理解しておりますが、相違ございませんでしょうか。
	回 答	お見込みのとおりです。 「クレジットカード決済開始のお知らせ」は、利用者によるカード登録手続の完了時ではなく、料金システム側において当該利用者のクレジットカード継続払いの取扱いが開始されたことを契機として、会員に通知することを想定しています。 通知の自動送信または職員操作による送信等の具体的な方式は、提

		案内容として記載してください。
25	(別表)システム機能要件確認書/No.492	「検針直後の仮調定情報はメール通知およびポータルのお知らせ機能による通知とする」と記載がありますが、弊社では、確定した情報をもって通知する運用を想定しておりますが、その運用でもよろしいでしょうか。仮調定情報を通知する場合、その目的や運用をご教示いただけますでしょうか。特に、通知対象は全利用者であるか特定利用者であるか、また特定通知者である場合の選定基準、通知内容についてご教示ください。 なお、仮調定情報の通知が必要となる場合は、通知件数に応じた通知費用も追加で発生することをご留意ください。
		仮調定内容の通知については検針お知らせ票の配布に変わるものとして、検針結果をポータル画面にてご確認いただくために通知しています。 通知対象は、[ポータル会員]とし、通知内容は[検針結果(仮調定)が登録された事をお知らせする文言]となります。 検針結果情報については、ポータルの画面をご確認いただく運用を想定しております。 よって、当該条件に基づく通知費用を提案金額に含めてください。

以上